

職場へ利用料払う日々

施設運営にも負の連鎖

支援法改正求め 県内障害者ら訴訟

働くために、なぜ職場に「利用料」を支払う必要があるのか。障害者自立支援法の改正などを求め、県内の障害者らが起こした訴訟。原告の一人でさいたま市中央区の五十嵐良さん(三毛)は、将来の不安を抱えながらも「せいたくをしたいとは言わない。人間として最低限の生活ができるようにしてもらいたい」と訴える(一面参照)。(中島和哉)

作業所でデスクワークをする五十嵐良さん。作業をするのにも利用料を支払わなければならない。さいたま市見沼区の就労センター「そめや共同作業所」



◆消える月収

五十嵐さんは未熟児で生まれ、三歳の時に脳性まひと診断され、親元を離れ、共同生活を送るようになった。足が不自由で、車いすで生活している。県障害者リハビリテーションセンター(現・県総合リハビリテーションセンター、上尾市)で職業訓練を受けた後、さいたま市見沼区の就労センター「そめや共同作業所」に通所。印刷業務などを受け持つようになった。

そんな生活が、自立支援法の施行で一変した。

同法は障害者が福祉支援

◆福祉サービスを利用する

際、利用料の原則一割を「応益負担」するよう求めている。五十嵐さんは作業所で働いために、月額七千五百円を支払うことになった。食費も約五千円が自己負担となり、作業所から支払われる月一万五千円の工賃(給料)のほとんどは利用料などで消える。今は負担軽減措置で利用料が千五百円にまで下がったが、それでも負担は大きい。

工賃以外に月額八万二千円の障害基礎年金が入ってくるが、共同生活所の家賃や生活費などで手元にはほとんど残らず、将来の蓄えもままならない。

「健常者が仕事をするときには利用料など払わないのに、なぜ障害者はお金を払って働かなければならないのか」。五十嵐さんは理不尽だと感じている。

◆作業所にも影響

同法施行で、同じ作業所に通う四人が利用料負担に耐えられず、作業所を辞めた。そ

の結果、作業所は印刷事業の廃止に追い込まれた。五十嵐さんは辞めていく仲間を、やりきれない思いで見送った。

作業所に対して支払われる補助金も、それまでの定額から一日の利用者数による支払いに変わった。安定収入がなくなり、同作業所は年間約五百万円近くの減収に。施設長の酒井依子さん(四四)は「施設の運営は厳しく、職員の間でも不安が広がっている。入所したくても、利用料負担でためらう人もいる」と、負の連鎖を指摘する。

◆最低限の生活がしたい

今回、訴訟を起こした原告たちが求めているのは「ハンディキャップがあっても人らしく生きる権利」を確立すること。現行制度では、家の外で支援を受けるのに利用料が発生するため、外出を控える障害者が増え、まるで「家庭に押し込める」状態になっているという。

五十嵐さんは訴える。「みんな、なりたくて障害者になったのではない。障害があったても、最低限の生活をするため、国や自治体に改善を求めていきたい」